ジュビロ磐田メモリアルマラソン・大会参加者補償規程

第１条　特定非営利法人磐田市スポーツ協会（以下「甲」とする）は甲が主催するジュビロ磐田メモリアルマラソン大会に参加する者（以下「乙」とする）が大会参加中に傷害もしくは疾病が原因で身体障害を被った場合、乙または乙の遺族に対し、下記に定める見舞金の給付を行うこととする。

死亡見舞金	１００万円
後遺障害見舞金	１００万円×見舞金支払割合 （別表のとおり）
入院見舞金（１８０日限度）	３，０００円　（日額）
通院見舞金（　９０日限度）	１，５００円　（日額）

２．大会に参加する者とは、「甲」が作成する大会の参加者名簿に記載されている参加者本人をいう。
３．大会参加中とは、乙が大会に参加するために大会メイン会場に入場した時から競技を終え大会メイン会場を退場するまでの間でかつ大会主催者の管理下にある間とする。

第２条　甲は、以下に掲げる事由のいずれかによって乙が被った身体障害に対しては前条第１項に定める見舞金の給付を行わない。

① 既往症（大会直前12か月以内に医師の治療を受けた疾病または医師の処方に基づいて服薬による治療を行っていた疾病をいう。）による死亡
② 乙の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
③ 乙が以下のいずれかに該当する間に生じた事由
ア．法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
④ 乙の妊娠、出産、早産または流産
⑤ 乙に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、甲が見舞金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、見舞金を支払う。
⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
⑧ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑩　⑧以外の放射線照射または放射能汚染

⑪　医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいう。）による裏付のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいう。）、腰痛その他の症状。ただし、入院見舞金および通院見舞金についてのみ適用する。

⑫　乙の精神障害

⑬　治療目的以外の入通院

別　表　　後遺障害等級表

等級	後遺障害	見舞金 支払割合
第１級	（１）両眼が失明したもの （２）咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの （５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）両上肢の用を全廃したもの （７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）両下肢の用を全廃したもの	100％
第２級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの （２）両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの （５）両上肢を手関節以上で失ったもの （６）両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第３級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （２）咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （５）両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78％
第４級	（１）両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （２）咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （３）両耳の聴力を全く失ったもの （４）１上肢をひじ関節以上で失ったもの （５）１下肢をひざ関節以上で失ったもの （６）両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （７）両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69％
第５級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （３）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （４）１上肢を手関節以上で失ったもの （５）１下肢を足関節以上で失ったもの （６）１上肢の用を全廃したもの （７）１下肢の用を全廃したもの	59％

	（８）両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	
第６級	（１）両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （３）両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （４）１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （５）脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （６）１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （８）１手の５の手指または母指を含み４の手指を失ったもの	50%
第７級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （３）１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （４）神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （５）胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （６）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの （７）１手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの （８）１足をリスフラン関節以上で失ったもの （９）１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第８級	（１）１眼が失明し、または１眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （２）脊柱に運動障害を残すもの （３）１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの （４）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの （５）１下肢を５cm 以上短縮したもの （６）１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （８）１上肢に偽関節を残すもの （９）１下肢に偽関節を残すもの (10) １足の足指の全部を失ったもの	34%
第９級	（１）両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）１眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （３）両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （４）両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （５）鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （６）咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	26%

	（7）両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （8）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （9）１耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) １手の母指または母指以外の２の手指を失ったもの (13) １手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指の用を廃したもの (14) １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15) １足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 10 級	（1）１眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （2）正面視で複視を残すもの （3）咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの （4）14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （5）両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （6）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （7）１手の母指または母指以外の２の手指の用を廃したもの （8）１下肢を 3cm 以上短縮したもの （9）１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの (10) １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの (11) １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第 11 級	（1）両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3）１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （4）10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （5）両耳の聴力が１m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （6）１耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （7）脊柱に変形を残すもの （8）１手の示指、中指または環指を失ったもの （9）１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第 12 級	（1）１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3）７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （4）１耳の耳殻の大部分を欠損したもの （5）鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの （6）１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （7）１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの （8）長管骨に変形を残すもの	10%

	（９）１手の小指を失ったもの (10) １手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12) １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第 13 級	（１）１眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （３）正面視以外で複視を残すもの （４）両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの （５）５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （６）胸腹部臓器の機能に障害を残すもの （７）１手の小指の用を廃したもの （８）１手の母指の指骨の一部を失ったもの （９）１下肢を１cm 以上短縮したもの (10) １足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの (11) １足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの	７％
第 14 級	（１）１眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの （２）３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （３）１耳の聴力が１m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （４）上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （５）下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （６）１手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの （７）１手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの （８）１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの （９）局部に神経症状を残すもの	４％

注１　上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいう。
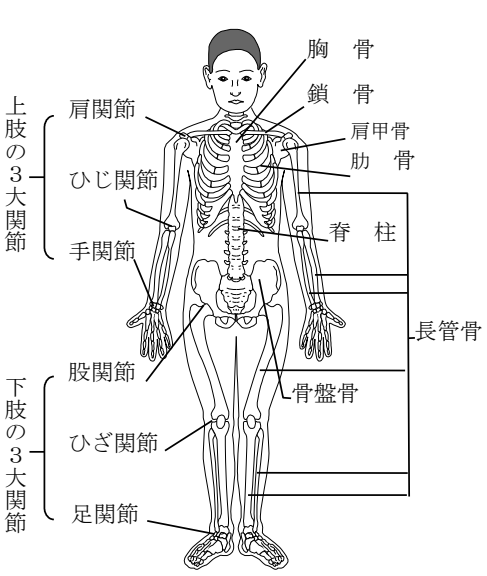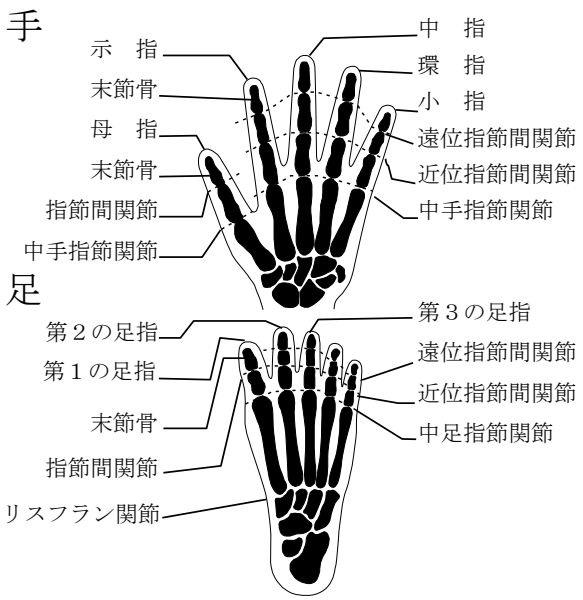
注２　関節等の説明図